

海洋水産資源開発促進法
の概要について

昭和47年6月

石川県水産課

海洋水産資源開発促進法の概要

目 次

第 1	法制定趣旨の概要	
Ⅰ	海洋水産資源の開発を図るための基本方針	1
Ⅱ	沿岸海域における海洋水産資源の開発等	1
Ⅲ	海洋水産資源開発センター	2
Ⅳ	そ の 他	3
第 2	海洋水産資源開発基本方針（法第 2 章第 3 ～ 4 条）	4
Ⅰ	沿岸海域における水産動植物の増養殖の推進に関する事項	4
Ⅱ	海洋の新漁場における漁業生産の企業化の促進に関する事項	5
第 3	沿岸海域の海洋水産資源の開発等（法第 3 章第 5 ～ 12 条）	8
Ⅰ	沿岸水産資源開発区域	8
Ⅱ	沿岸水産資源開発計画	9
Ⅲ	開発区域における行為の届出及び勧告等	10
Ⅳ	指定海域及び全海域における行為の届出等	15
第 4	海洋水産資源開発センター	20
第 5	漁場の効用の低下等の防止に関する措置の要請	21
○	海洋水産資源開発基本方針	23
○	海洋水産資源開発促進法	33
○	海洋水産資源開発促進法施行令	51
○	指定海域図	57
○	海洋水産資源開発促進法施行規則	61
○	海洋水産資源開発促進法施行令に基づく農林省告示	65

海洋水産資源開発促進法の概要について

石川県水産課

第1 法制定趣旨の概要

近年水産物に対する需要は増大を続けているが、わが国の漁業をとりまく内外の諸情勢には極めてきびしいものがあり、需要の動向に即応した水産物の生産が必ずしも充分に行なわれていない実情にある。このため沿岸海域における水産動植物の増殖および養殖を計画的に推進するとともに重要な漁場における他産業との必要な調整の制度を定め、また、海洋における新漁場の開発のための調査等を行なう海洋水産資源開発センターを設立することによつて、海洋水産資源の開発および利用の合理化を積極的に促進し、漁業の健全な発展と水産物の安定的な供給をはかる必要がある。

このような趣旨によつて本法が昭和46年5月17日法律第60号をもつて制定公布された。

本法の主要な内容は次のとおりである。

I 海洋水産資源の開発を図るための基本方針

農林大臣は、水産物の需要及び生産の動向に即して、沿岸海域における水産動植物の増殖又は養殖の推進に関する事項、海洋の新漁場における漁業生産の企業化の促進に関する事項等を内容とする海洋水産資源の開発を図るための基本方針（以下「開発基本方針」という。）を定めるものとする。

II 沿岸海域における海洋水産資源の開発等

(1) 県は、開発基本方針に即して、一定の沿岸海域で、水産動植物の増殖又は、養殖を推進することにより漁業生産の増大を図ることが相当と認められるものを沿岸水産資源開発区域（以下「開発区域」という。）として指定することができるものとする。

- (2) 県は、開発区域を指定したときは遅滞なく、当該開発区域について、開発基本方針の内容に即して増殖又は養殖を推進しようとする水産動植物の種類当該種類の水産動植物の増殖又は養殖による漁業生産の増大の目標、その目標を達成するために必要な漁業生産の基盤の整備及び開発並びに施設の整備に関する事項等の内容とする沿岸水産資源開発計画を定めるものとする
- (3) 開発区域内において、海底の掘削その他海底の形質の変更（海面の埋立、干拓及び政令で定めるその他のものを除く）等の特定の行為をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならないものとし、この場合において、知事は、必要な勧告をすることができるものとする
- (4) 開発区域内において、海面の埋立て又は、干拓を行なう者がある場合において、知事は必要な勧告をすることができるものとする
- (5) 国及び県は、沿岸海域における海洋水産資源の開発のために必要な助言、指導その他の援助を行なうように努めるものとする
- (6) 開発区域以外の一定の海域で、その自然的条件がすぐれているため漁場としての効用が高く、かつ漁業生産において重要な地位を占める海域として政令で指定する指定海域において海底の掘削等の特定の行為をしようとする者は、あらかじめ、農林大臣にその旨を届け出なければならないものとし、この場合において農林大臣は、必要な勧告をすることができるものとする

Ⅷ 海洋水産資源開発センター

1. 海洋水産資源開発センター（以下「開発センター」という。）は海洋水産資源の開発を図るための調査等の業務を行なうことを目的として設立される法人とすること。
2. 開発センターは次に掲げる業務を行なうものとする。
 - (1) 海洋の新漁場における漁業生産の企業化のための調査を行なうこと。
 - (2) 海洋水産資源に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
 - (3) 委託を受けて、海洋水産資源に関する生物学的調査を行なうこと。
 - (4) その他 1 の目的を達成するため必要な業務

3. 開発センターの役員、財務会計、業務に関する農林大臣の監督について所要の規定を設けること。

Ⅳ その他

農林大臣は、海洋における漁場の効用が著しく低下する等のおそれがあると認めるときは、関係行政機関の長等に対し、水質汚濁防止法その他の法令の規定に基づきその防止のために必要な措置をとるべきことを要請することができるものとする。

第2 海洋水産資源開発基本方針（法第2章第3～4条）

農林大臣は水産物の需要および生産の動向に即して、海洋水産資源の開発をはかるため増養殖等に関する技術の進歩等の状況を考慮し沿岸海域における水産動植物の増殖及び養殖の推進並びに海洋の新漁場における漁業生産の企業化の促進についての基本方針を5ヶ年毎に定めることとなっており、昭和46年5月10日付で公表された開発基本方針は昭和50年度を目標とする沿岸海域における水産動植物の増養殖の推進および海洋の新漁場における漁業生産の企業化促進の指針を示したものである。基本方針の概要は次のとおりである。

I 沿岸海域における水産動植物の増養殖の推進に関する事項

1. 増養殖を推進することが適当な水産動植物の種類として魚介類について、ぶり、たい、かき、ほたてがい、くるまえび等の23種類および海草類について、のり、わかめ、こんぶ、およびてんぐさの4種類が定められている。これらは、将来にわたって需要が伸びると考えられるものであつて、かつ、現在の増養殖技術をもつて企業的に増養殖が成り立ち、目標年度において相当量の生産増加が、見込まれるものおよび、種苗の放流効果が明らかになつているもの等を考慮のうえ、指定されたものである。（種類の名称については、原則として科ごとにまとめられたものであり、ぶりにはかんばち、さけ、ますにはにじます、あかがいにはもがい、のりにはあおのりが、それぞれ含まれている。）
2. 昭和50年度における増養殖による漁業生産の増大の目標を昭和44年度を基準として魚介類について、22万トン海草類について9万トン合計31万トンと定められた。この生産増大の目標値は最近における増養殖による生産増加のすう勢、現在および将来における種苗生産施設等の整備の状況、天然種苗の確保の見通し、増養殖技術の開発等を考慮して定められたものであり、いづれも原魚、原草換算である。

3. 増養殖に適する自然的条件に関する基準として水温、水質（水素イオン濃度、化学的酸素要求量および溶存酸素量）および底質について定められた。水温については、各水産動植物の種類ごとに2月および8月の平均水温、別に水質に係る水素イオン濃度については全水産動植物一律に7.8以上8.3以下とし、化学的酸素要求量については、あさり、はまぐり、あかがいの増殖およびくまえび、かき、のりの養殖は3 P P M以下、その他の増養殖は2 P P M以下に、溶存酸素量については、ぶり、たいの増殖およびわかめ、てんぐさの増養殖は7.5 P P M以上、その他の増養殖は5 P P M以上、ならびに底質については、ひらめ、かれい、がさみ等の底魚等に係る化学的酸素要求量および硫化物につきそれぞれ定められた。

これらの基準のうち、水温および底質については、試験研究機関等の検討成果に基づいて定められたものであり、また水質については、公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条第1項の規定により、すでに政府によつて定められている環境基準に基づいて定められたものである。また、これらの自然的条件に関する基準は、県が沿岸水産資源開発区域（以下「開発区域」という。）を指定する場合における基準となるものであり、これらの基準に適合することが指定の要件となるものである。

4. 増養殖による生産増大の目標を達成するための漁業生産の基盤および施設の整備については人口魚礁、消波施設の設置、海水交流の改善等の水産土木事業等を計画的に実施するとともに、種苗の生産、放流播植の推進に必要な種苗供給施設等の整備を図ることとされている。
5. その他最近における臨海地帯への工場の進出、海洋汚染等による沿岸漁場の悪化については、水質汚濁防止法等の公害関係諸法令により水質汚濁の防止等を図るとともに水質、底質等の状況を調査、監視し、公害防止事業を推進する等、水産動植物の生育環境の保全に万全を期することとされている。

II 海洋の新漁場における漁業生産の企業化の促進に関する事項

1. 新漁場の開発に関しては海洋における水産資源の開発の可能性がかな

り大きいと考えられるところから、最新の漁撈技術を駆使し、科学的調査に基づき、資源の保存およびその合理的な利用に十分な考慮を払いつつ、未利用資源の宝庫である新漁場を積極的に開発することは、動物性たんぱく質の確保のうえから極めて重要なことと考えられている。

2. 昭和50年度の新漁場における漁業生産の企業化による生産増大の目標は40万トンと定められている。この目標値は、沖合底びき網漁業、遠洋底びき網漁業、まき網漁業、かつお釣漁業、まぐろはえなわ漁業、さんま棒受け網漁業、いか釣漁業、底はえなわ漁業および、おきあみひき網漁業等の9漁業種類について、従来の国県諸団体等による試験操業の成果等による資源量の推定および今後の海洋水産資源開発センター等による企業化調査の成果等を考慮のうえ、昭和50年度までにおいて開発が予定される新漁場の海域において漁獲される生産目標として算定されたものである。

なお、おきあみひき網漁業等を除く8漁業種類の選定にあたっては、需要の強い魚種を漁獲の対象としていること、資源の開発余地が相当程度見込まれていること、現在の漁業技術の水準で一応企業化しうる目途がついていること等を考慮して定められたものである。

また、南氷洋おきあみについては、その資源量の存在が膨大であると推定され、今後の動物性たんぱく質資源開発上、世界的に重視されていること、およびわが国においても昭和42年度以降漁撈技術、利用加工技術の基礎研究がはじめられており、企業化の見通しがたちつつあることが考慮され、新漁場の開発に含められたものである。

3. 新漁場の予定海域については、餌料生物の分布状態、水温海流等の海洋の基礎調査および新漁場に関する内外の資料、情報等に基づき、昭和50年度までに開発を予定している新漁場の予定海域として定められたものである。

なお、これらの新漁場において漁獲の対象としている主要なものは、将来供給不足が予想されるまぐろ、かつお、たい、かれい、ひらめ、えび等の高級魚介類および近年、漁獲量が伸び悩み、または減少している、さんま、

いか等とされている。

4. 新漁場の開発にあつては、資源の保存およびその合理的な利用について関係諸国および関係国際機関と積極的に協力していくこととし、無秩序な水産資源の開発および資源の保護に悪影響を及ぼす新漁場の開発は厳にいましめられている。

第3 沿岸海域の海洋水産資源の開発等 (法第3章第5～12条)

国民所得の増大と国民生活水準の向上に伴い、水産物特に沿岸漁獲物に対する需要は多様化、高度化の方向を辿りつつ増大を続けている。しかしながら、沿岸海域における現在の資源状況下においては、これらの需要に対し生産が十分対応していない実情にある。

沿岸海域においてさらに生産の増大を図るためには漁場環境の保全を図りつつ水産動植物の増殖および養殖を積極的に推進することにより、海洋水産資源の開発を図ることが必要である。このため、沿岸海域における海洋水産資源の開発を積極的かつ計画的に推進するための措置として法第3章において沿岸海域における海洋水産資源の開発に関する諸規定が定められた。

I 沿岸水産資源開発区域

1. 法第5条第1項に規定する沿岸水産資源開発区域(以下「開発区域」という。)は、水産物の需要の動向に即応して沿岸漁業の生産の増大を図るため、その自然的条件、漁業者の経営状況等からみて、生産の増大が期待される水産動植物の増殖または養殖を重点的に推進する必要がある区域とする。
2. 法第5条第1項の規定による開発区域の指定は、次に掲げる要件のすべてに該当する区域について行なうものとする。
 - (1) その区域が法第3条第1項に規定する開発基本方針で定められた増殖または養殖を推進することが適当な水産動植物の種類のうち、いずれか1種類以上を積極的に増殖し、または養殖するのに適した区域であり、かつ当該区域の自然的条件が当該種類につき開発基本方針で定める増殖または養殖に適する自然的条件に関する基準に適合していること。
 - (2) その区域がその自然的条件およびその区域内の海域の利用状況からみて(1)の水産動植物の増殖または養殖の場として一体として利用できる区

域であること。

- (3) その区域がその区域において漁業を営む者の経営の状況、漁場としての利用の状況等からみて増殖または養殖の推進を積極的に行なうことが可能な区域であり、その推進によつて相当の生産の増大を見込みうる区域であること。
 - (4) その区域が増殖または養殖に係る事業の効果を収めるために必要な広がりをも有しており、かつその区域の漁場環境の保全が十分見込めるものであること。
3. 開発区域は海洋水産資源の開発促進上特別の必要がある場合のほか次のような区域は含めないものとする。
- ア) 港湾法に基づく港湾区域等の水域
 - イ) 漁港法に基づく漁港区域の水域
 - ウ) 河川区域
 - エ) 自然公園法に基づく海中公園地区の海域
4. 県は開発区域を指定しようとするときは関係市町村の意見をきくものとし前項3に該当する水域等を含めようとするときは予め関係機関と協議するまた開発区域の指定については農林大臣と協議を要することとなつている。
5. 開発区域の指定の公表は区域を明示し県公報に掲載して行なうとともに関係市町村に通知する。

II 沿岸水産資源開発計画

1. 法第7条第1項に規定する沿岸水産資源開発計画(以下「開発計画」という。)は農林大臣の定めた開発基本方針の内容に即して当該開発区域の水産動植物の増殖または養殖を推進するためのマスタープランとして作成するものであり、これを実現するために必要な事業は県、市町村、漁協等がこの開発計画に基づいてそれぞれの事業ごとに個別の計画を策定し、実施するものとする。
2. 県は、開発区域を指定したときは、開発基本方針の目標年度までの期間に

ついて遅滞なく開発計画を作成し、この計画に即して水産動植物の増殖または養殖の推進に関連する諸施策を実施するものとする。

3. 県は開発計画を作成したときは、遅滞なく当該計画を農林大臣に提出するものとする。
4. 開発計画は開発基本方針の内容に即しかつ当該開発区域の実態を考慮して定めるものとするが、その作成に当つては次に掲げる事項について配慮したものとする。
 - (1) 開発計画は当該開発区域に係る国土総合開発計画その他法律の規定による地域振興に関する計画および海域の利用に関する国または県の計画との調和が保たれたものであること。
 - (2) 開発計画は、漁場環境の保全を十分考慮したものであり、かつ、他の漁業との調整が可能なものであること。
 - (3) 開発計画は、当該計画に基づき実施すべき事業が技術的および資金的な見地からみて実施可能なものであり、かつ、事業の実施により相当の経済的効果が期待できるものであること。

Ⅱ 開発区域における行為の届出及び勧告等

沿岸漁業の生産の増大をはかるため自然的条件などから水産動植物の増殖又は養殖を重点的に推進する必要がある区域について特に開発区域として指定し当該区域において沿岸水産資源開発計画に基づき積極的な開発をはかることとしている重要な沿岸漁場区域でありこの区域における永続的漁業生産がはかれるよう漁場及び環境の保全をはかることが必要である。

従つて海底の掘削海底の形状の変更のほか開発計画の達成に支障を及ぼすおそれのある行為等については政令で定められた者及び行為を除きその行為をしようとする者は知事に対し届け出をし、知事はこれら行為をしようとする者及び海面の埋立干拓をする者に対して必要な勧告をすることができるなどの措置が講ぜられることとなつた。

1. 法第9条に規定する行為をしようとする者(国の機関、都道府県を除く)

で知事に対しその旨を届け出ることを要しない政令指定者は次の者である。

(法第12条に基づく指定海域における行為をしようとする者も含む)ただし国、県及びこれらの機関は法第9条に規定する行為をしようとするときは知事に対しその旨を通知しなければならないこととなつている。

(1)市町村 (2)日本道路公団 (3)水資源開発公団 (4)日本鉄道建設公団 (5)本州四国連絡橋公団 (6)電源開発株式会社 (7)地方道路公社 (8)(2)から(7)までに掲げるもののほか、その業務が国又は都道府県の事務又は事業と密接な関連を有する法人で農林大臣が指定するもの

2. 法第9条に規定する海底の掘削、その他海底の形質の変更(海面の埋立て、干拓等その他政令で定めるものを除く)及び開発計画の達成に支障を及ぼすおそれある行為等で知事に対しその旨を届け出を要しない政令指定行為は次のとおりである。

ア 海底の形質の変更(法第9条第1項第1号)

- (1) 法第7条第1項の開発計画(以下「開発計画」という。)に基づいて行なう海底の形質の変更
- (2) 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第17条第1項の保護水面の管理計画(以下「管理計画」という。)に基づいて行なう海底の形質の変更
- (3) 地質調査のための試験材料の採取に必要な海底の掘削
- (4) 鉱業法(昭和25年法律第289号)第36条第1項の規定により届け出をし、又は同条第2項(同法第87条において準用する場合を含む)の規定により認可を受けた施業案の実施に係る鉱物の掘採(石油開発公団の出資又は資金の貸付けを行なう石油または可燃性天然ガスの試掘以外の石油又は可燃性天然ガスの掘採を除く。)
- (5) 法第5条第1項又は第6条第1項の規定により、沿岸水産資源開発区域が指定され、又はその区域が拡張された際すでに着手していた海底の形質の変更

(6) 次項1の第2号から第8号までに掲げる行為をするために必要な海底の形質の変更

1 開発区域における開発計画の達成に支障を及ぼすおそれある行為は、施設又は工作物（以下「施設等」と総称する。）の新設、改修又は増設であつて、次に掲げる行為以外のものとする（法第9条第1項第2号）

(1) 開発計画又は管理計画に基づいて行なう施設等の新設改修又は増設

(2) 漁業を営むために必要な施設等の新設、改修又は増設

(3) 航路標識その他船舶の交通安全を確保するために必要な施設等又は気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設等の新設、改修又は増設

(4) 公衆電気通信法（昭和28年法律第97号）第100条第1項の水底線路の新設、改修又は増設

(5) 海面の埋立て又は干拓の工事を行なうために必要な新設、改修又は増設

(6) 前条第3号又は第4号に掲げる行為をするために必要な施設等の新設改修又は増設

(7) 法第5条第1項又は第6条第1項の規定により、沿岸水産資源開発区域が指定され、又はその区域が拡張された際すでに着手していた施設、改修又は増設

(8) 非常災害のために必要な応急措置として行なう施設等の新設、改修又は増設

3. 開発区域における行為の届出

法第9条第1項の規定による届け出は同項各号に掲げる行為に着手する日の30日前までに、次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出しなければならない。（法第12条第1項の規定による指定海域における特定

行為の届け出及び法第 9 条法第 12 条に規定する国の機関等が特定行為をしようとする場合における知事（又は農林大臣）に対する通知にあつてはこれに準ずるものとする。）

- (1) 当該行為の目的及び内容
- (2) 当該行為に係る海面の位置及び面積
- (3) 当該行為の実施方法
- (4) 当該行為の着手及び完了の予定年月日
- (5) その他必要な事項

この行為の届け出をせず又は虚偽の届け出をした者に対しては一万円以下の過料に処せられる。（法第 12 条に基づく指定海域における行為をしようとする者も含む。）

4. 開発区域における行為に対する勧告等

- (1) 法第 9 条第 2 項の規定による知事の勧告は、同条第 1 項の各号に掲げる行為の届け出がされ、またはそれらの届け出のあつた行為もしくは海面の埋立てもしくは干拓が実施される等の段階で開発計画の達成に支障を及ぼすことが明らかとなつたときに行なうものとする。
- (2) 知事は、法第 9 条第 3 項の規定により国の機関等から通知があつた場合において、法の目的を達成するために必要があると認めるときは、法第 52 条第 2 項の規定により関係行政機関の長または関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出その他の協力を求め、かつ、必要な意見を述べるものとする。

5. 水質汚濁等の監視

知事は法第 10 条の規定に基づき水質汚濁等の監視をするよう努めるほか公害対策基本法（昭和 42 年法律第 138 号）海洋汚染防止法（昭和 45 年

法律第136号)水質汚濁に係る環境基準について(昭和45年4月21日閣議決定)およびその他の公害関係法令等の適切な運用により開発区域およびその周辺海域における水質および水底の底質等の水産動植物の生育環境の保全に努めるものとする。

6. 開発計画の達成のために必要な援助等

- (1) 県は開発計画の達成のために必要な助成措置を講ずるよう努めるものとし増殖または養殖に係る補助、融資等の事業が開発区域において重点的に実施されるよう配慮するものとする。
- (2) 県は、市町村、漁業協同組合等が開発区域において行なう増殖または養殖に係る事業の効果的な実施ならびに開発区域における漁場の利用および水産資源の管理等について適切な助言および指導を行なうものとする。
- (3) 県は優良な水産動植物の種苗の供給の円滑化を図るため、種苗の供給のための施設の整備に努めるとともに増殖または養殖に関する技術の開発および普及を図るため、試験研究機関および普及指導体制の整備強化に努めるものとする。

7. 推進体制の整備

- (1) 県は、開発区域の指定、開発計画の作成等に当つては広く関係者、学識経験者等から意見を聞くよう努めるものとする。
- (2) 県は開発区域を指定したときは、遅滞なく、当該開発区域ごとに開発計画達成のための推進体制を整備するものとする。

V 指定海域及び同海域における行為の届出等

最近の海底石油資源の開発その他の海洋開発の動きに対処して、海洋における漁業と他産業の活動を調整する必要性が高まっている。このため、法第12条において、わが国周辺の重要漁場である一定の海域を指定し、その海域において行なり漁場としての効用を著しく低下または喪失させるおそれのある海底の掘削等の特定の行為について届け出および勧告の制度が定められた。

1. 指定海域およびその管轄行政庁

- (1) 法第12条第1項の指定海域として、富山湾、能登沖海域など31海域が指定された。

これは、沿岸水産資源開発区域以外の一定の海域で海底の地形、海流、餌料生物の分布その他の自然的条件がすぐれているため、漁場としての効用が高く、かつ漁業生産において重要な地位を占める海域として指定されたものであり、この指定に当たっては漁場の効用に係る自然的条件として海底地形および地質、水塊、海流等の海象、餌料生物の分布状況ならびに産卵回遊域が、漁業生産における地位として年間漁業生産量等が、それぞれ考慮されている。これらの指定要件として考慮された事実は、最近のデータに基づくものであるので、将来においても海況および漁況の著しい変化その他情勢の推移により必要性が生じたときは、指定海域の区域の変更またはその指定の解除がなされることがありうる。

なお、指定海域の区域は、漁港法（昭和25年法律第137号）第2条に規定する漁港の区域、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第3項に規定する港湾区域同法第56条第1項の規定により、都道府県知事が公告した水域および沿岸水産資源開発区域内の海域を含まないものとされている。

- (2) 指定海域の管轄行政庁は当該指定海域の区域が二以上の都道府県知事の管轄に属している場合又はその管轄が明確でないときは指定海域の指定と同時にその管轄行政庁を農林大臣とすることをあわせて定めることとして

ある。

能登沖、富山湾海域の管轄行政庁は政令第5条第2項の規定により、
総務大臣と定められている。

2. 特定行為

法第12条第1項の特定行為は、政令第6条の規定により、次に掲げる行為（同項の規定により、指定海域が指定され、またはその区域が拡張された際すでに着手していた行為を除く。）と定められた。

- (1) 石油または可燃性天然ガスの掘採（石油開発公団の出資または資金の貸付けを受けて行なう石油または可燃性天然ガスの試掘を除く。）
- (2) 土石の採取または除去であつて、次の掲げる行為以外のもの
 - ア 地質調査のための試験材料である土石の採取
 - イ (3)のアからキまでに掲げる行為をするために必要な土石の採取または除去
 - (3) 施設または工作物（以下「施設等」と総称する。）の新設、改修または増設であつて、次に掲げる行為以外のもの
 - ア 漁業を営むために必要な施設等の新設改修または増設
 - イ 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設等または気象、地象もしくは水象の観測に必要な施設等の新設、改修または増設
 - ウ 公衆電気通信法（昭和28年法律第97号）第100条第1項の水底線路の新設、改修または増設
 - エ 海面の埋立てまたは干拓の工事を行なうために必要な施設等の新設、改修または増設
 - オ (2)のアに掲げる行為をするために必要な施設等の新設、改修または増設
 - カ 鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条第1項の規定により届け出をし、または同条第2項（同法第89条において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けた施業案の実施に係る鉱物の掘採（(1)に掲げる

行為を除く。)をするために必要な施設等の新設、改修または増設
キ 非常災害のために必要な応急措置として行なう施設等の新設、改修ま
たは増設

3. 指定海域における特定行為についての届け出、勧告等

- (1) 法第12条第1項および第4項ならびに規則第3条で準用する規則第2条の規定により、指定海域において特定行為をしようとする者(国の機関都道府県その他令第2条に掲げる者(以下「国の機関等」という。))を除くは当該指定海域を管轄する行政庁として都道府県知事(農林大臣が定められている場合には農林大臣)に30日前までに届け出なければならないこととされている。

また、国の機関等は、法第12条第3項の規定により、指定海域において特定行為をしようとするときは、当該指定海域の管轄行政庁にその旨を通知しなければならないこととされているが、その通知の様式は、届け出に準ずるものとする。

なお、農林大臣がその管轄する指定海域における特定行為について届け出または通知を受けたときは、規則第4条の規定により、遅滞なく、その旨を関係都道府県知事に通知するものとされているので、この通知を受けた都道府県知事は、当該特定行為により漁業が受ける影響等の実態を把握のうえ、意見を水産庁長官に申し出る。

- (2) 法第12条第2項の規定による勧告の内容は特定行為の実施方法、実施期間もしくは実施場所の変更または必要な施設の設置等に関することとする。
- (3) 知事は、法第12条第2項の規定により特定行為について勧告しようとするときは、その内容についてあらかじめ水産庁長官と連絡調整するものとし、同項の勧告をしたときは、遅滞なく、水産庁長官にその旨を報告する。
- (4) 知事は法第12条第3項の規定により、国の機関等から通知のあつた場合において、法の目的を達成するため必要があると認めるときは、法第52条第2項の規定により、関係行政機関の長または関係地方公共団体

の長に対し、必要な資料の提出その他の協力を求め、かつ必要な意見を述べるものとする。

4. 施行期日

指定海域等に関する事項は政令公布の日(47.5.23)から起算して3.0日を経過した日(昭和47年6月22日)から施行されることと定められている。

5. 指定海域の指定基準

指定海域の指定基準の考え方は概ね次のとおりである。

次のⅠおよびⅡのいずれにも該当する海域であること。

Ⅰ 漁場の効用に係る自然的条件

次の1から4までのうち、いずれか1つ以上の条件を満たすこと。

1. 海底地形および地質

次の(1)または(2)のいずれかの条件を満たすこと。

- (1) 原則として大陸棚または有用水産資源の生息に適する陸棚斜面であつて、次に掲げるいずれかの地質が相当程度分布していること。

ⅰ) 青色泥または砂泥質(沈泥、細砂、中砂およびそれらの混合質)

ⅱ) 礫岩(中礫、大礫、巨礫ならびに岩礁)

- (2) 陸棚から離れた堆、瀬、および堆、瀬、島の周辺地域(条件は(1)にほぼ同じ)

2. 水塊、海流等の海象

次に掲げる(1)から(3)までのうち、いずれか1つ以上の現象に起因した渦動域の潮境等のため、その附近に比較的規模の大きい潮目が多発する海域およびその周辺海域であること。

- (1) 2つの異なる水塊、海流等の接触による前線帯
(2) 暖水塊、冷水塊等の周辺
(3) 暖水舌、内湾水、河川水域の張り出し等による渦動流等

3. 餌料生物

プランクトンまたはベントスの餌料生物が濃密に分布していること。

4. 産卵回遊域

産卵回遊により漁場を形成する海域であつて、当該海域の卵または稚仔が濃密であること。

II 漁業生産における地位

当該海域の年間漁業生産量がおおむね1万トン以上であつて、次の1または2に該当すること。

1. 当該海域の単位面積当たりの年間漁業生産量がおおむね平均 $5 \text{ト}/\text{Km}^2$ またはこれに相当する生産額以上であること。
2. 重要な産卵場を含む漁場、特殊な水産資源等を対象とする漁場等漁業生産上重要な地位を占める特殊海域であること。

第4 海洋水産資源開発センター

海洋水産資源開発センターは、海洋水産資源の開発を図るための調査ならびに情報または資料の収集および提供等の業務を行なうことを目的として、その設立に際し、政府および民間の出資をもつて、設立されるものとしている。

(1) 海洋水産資源開発センターの設立

開発センターは、海洋水産資源の開発について学識経験を有する者15人以上が発起人となり、農林大臣による設立の認可を受ける等所定の手続を経て設立される。

(2) 開発センターの管理

開発センターに役職員のほか、海洋水産資源の開発について学識経験を有する者のうちから任命された評議員20人以内で組織する評議員会を置き、開発センターの運営に関する重要事項を審議することとしている。

(3) 開発センターの業務

開発センターは、海洋水産資源の開発を図るため、海洋の新漁場における漁業生産の企業化のための調査ならびに海洋水産資源の開発に関する情報または資料の収集および提供の業務を行なうとともに、農林大臣の認可を受けて海洋水産資源の開発を図るために必要な業務を行なうことができることとしこのほか、開発センターは、委託を受けて海洋水産資源に関する生物学的調査を行なうことができることとしている。

(4) 開発センターの財務および会計等

開発センターの予算、事業計画および資金計画についての農林大臣の認可等のほか、開発センターの業務の公正な運営を確保するため、農林大臣が必要な監督を行なうこととしている。

第5 漁場の効用の低下等の防止に関する措置の要請

- (1) 農林大臣は、工場、事業場からの排出水の排出等の行為に起因して海洋における漁場の効用が著しく低下し、または喪失するおそれがあると認められるときは、関係行政機関の長等に対し、水質汚濁防止法等の法令の規定に基づき、その防止のために必要な措置をとるべき旨の要請をすることができることとしているとともに、農林大臣または都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長等に対し、必要な資料の提供等の協力を求めることができることとしている。
- (2) この法律の規定には、放射性物質による水質汚濁等及びその防止については、適用しないこととしている。

海洋水産資源開発基本方針

昭和46年10月6日公表

海洋水産資源開発基本方針の公表について

海洋水産資源開発促進法第3条第1項及び海洋水産資源開発促進法施行令第1条の規定により、昭和50年度を目標年度とする海洋水産資源開発基本方針を次のとおり定め、たので海洋水産資源開発促進法第3条第5項の規定により公表する。

昭和46年10月6日

農林大臣 赤城宗徳

第1 沿岸海域に於ける水産動植物の増殖および養殖の推進に関する事項。

1. 増殖又は養殖を推進することが適当な水産動植物の種類。

(1) 魚介類

ぶり、たい、さけ、ます、かさご、めばる、おいなめ、かわはぎ
しまあじ、ひらめ、かれいおよびふぐ。

かき、ほたてがい、あさり、はまぐり、あわび、とこぶし、うばが
い(ほっきがい)、あかがいおよびささえ。

くるまえび、がさみ、いせえび、ほや、うにおよびたこ。

(2) 海藻類

のり、わかめ、こんぶおよびてんぐさ。

2. 1.の水産動植物の増殖または養殖による漁業生産の増大の目標。

魚介類	22万トン
海藻類	9万トン
計	31万トン

(注) 漁業生産の増大の目標は原魚、原草換算の重量であり昭和44年
度を基準としたものである。

3. 1.の水産動植物の種類ごとの増殖又は養殖に適する自然的条件に関する基準。

(1) 増殖又は養殖を行なう海域に於ける水温が増殖又は養殖に係る水産
動植物の種類ごとにそれぞれ別表の該当欄に掲げるとおりであること。

(2) 増殖又は養殖を行なう海域に於ける水質の基準がそれぞれ次のとお
りであること。

水素イオン濃度については7.8以上8.3以下。

化学的酸素要求量については、あさり、はまぐりもしくは赤貝の増
殖又はくるまえび、かきもしくはのりの養殖を行なう海域に於いては
3 P P M以下、その他の水産動植物の増殖又は養殖を行なう海域に於
いては2 P P M以下。

溶存酸素量については、おりもしくは、たいの増殖又はわかめもしくは、てんぐさの増殖又は養殖を行なう海域に於いては7.5 P P M以上、その他の水産動植物の増殖又は養殖を行なう海域に於いては5 P P M以上。

(3) ひらめ、かれい、がざみ、あさり、はまぐり、ほたてがい、あかがいもしくはうばがい(ほっきがい)の増殖又はくるまえびの増殖又は養殖を行なう海域については当該海域の底質が化学的酸素要求量乾泥1グラム中30ミリグラム以下、硫化物乾泥1グラム中0.2ミリグラム以下であること。

(4) 上記(1)から(3)に掲げる基準値を測定する場合に於ける測定点の位置の選定および試料の採取等については、当該海域の利用目的との関連を考慮しつつ最も適当と考えられる方法によるものとし、又当該海域の水質等が自然的条件の基準に適合しているか否かを判断する場合には、その海域の特性を考慮しつつ測定結果を総合的に勘案して決定するものとする。

4. 第1の2の目標を達成する為に必要な漁業生産の基盤の整備及び開発ならびに施設の整備に関する基本的な事項。

第1の2の目標を達成する為、水産動植物の増殖又は養殖を推進することにより、漁業生産の増大を図ることが相当な沿岸海域に於ける漁業生産の基盤の整備および開発ならびに施設の整備に關し、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に実施することとし、このため沿岸水産資源開発区域の指定および当該区域についての沿岸水産資源開発計画の樹立の促進を図るものとする。

(1) 海域の自然的条件その他の環境条件の特性を考慮して人工魚礁および消波施設の設置、築いそ、耕うん整地、海水交流の改善等の水産土木事業を計画的に推進し、水産動植物の増殖又は養殖に必要な漁場の改良および造成と漁場利用の合理化を促進すること。

- (2) 水産動植物の種苗の放流又は、播植等の推進体制の整備および(1)による漁場の改良、造成と利用の合理化との関連に留意して、種苗供給施設、採苗育成施設を整備し、優良な水産動植物の種苗の供給の円滑化を図ること。
 - (3) 養殖施設、施肥、病害防除施設等の整備を促進し、水産動植物の養殖の効率化を図ること。
 - (4) 水産動植物の増殖又は養殖に係る漁業生産の基盤の整備および開発ならびに施設の整備に関し、国、都府県、漁業協同組合等は相互に必要な調整を図りつつ事業の効率的かつ円滑な実施に努めること。
5. 水産動植物の生育環境の保全に関する重要事項。

水産動植物の増殖又は養殖による漁業生産の増大を図る為に必要な措置として、水産動植物の生育環境の保全に関し、次の事項を実施することとする。

- (1) 水質汚濁防止法等の公害関係法令に基づき、水産動植物の増殖又は養殖を行なう海域に於ける水質の汚濁の防止を図り、もって水産動植物の生育環境を保全すること。
- (2) 水質その他水の状態および水底の状況を調査、監視することにより、開発計画の達成に資すること。
- (3) 漁場環境の実態を把握し、水質その他水の状態および水底の底質の悪化の防止の為、公害防止事業を推進すること。

第2 海洋の新漁場に於ける漁業生産の企業化の促進に関する事項。

1. 新漁場に於ける漁業生産の企業化による漁業生産の増大の目標。

40万トン

(注) 漁業生産の増大の目標は、原魚換算の重量である。

2. 漁業生産の企業化を促進することが適当な新漁場の予定海域

漁業種類	新漁場の予定海域	備考
1. 沖合底びき網漁業	中南部千島列島沖合海域 北海道南部及び三陸沖陸棚斜面海域、薩南諸島、日向灘及び土佐沖陸棚斜面海域、北部沿海州沖合海域、南部沿海州沖合海域 武蔵堆沖合海域、大和堆及び北大和堆周辺海域	
2. 遠洋底びき網漁業	中部太平洋海域 ニューゼaland沖合周辺海域 オーストラリア南方海域およびニューゼaland南方沖合海域 アフリカ東岸海域 アフリカ西岸沖合海域 北東大西洋海域	ハワイ、ミッドウエー周辺海域 ニューゼaland周辺及びチャタム海膨海域 グレートオーストラリア湾及びオークランド諸島キャンベル島アンチポデーズ諸島周辺海域 赤道周辺からダーバートン沖合周辺に至る海域 モロッコからケープタウン沖に至るアフリカ西岸の陸棚斜面海域 ビスケ湾、北海、ノルウェー海、アイスランド周辺海域
3. まき網漁業	中央アメリカ西岸沖合海域 オセアニア東部諸島周辺海域	ツアモツ、ソシエテツブアイ諸島周辺海域

漁業種類	新漁場の予定海域	備考
	<p>オーストラリア東岸沖合海域</p> <p>カロリン諸島周辺海域</p> <p>親潮前線周辺海域</p> <p>オーストラリア西岸沖合海域</p> <p>アフリカ中部西岸沖合海域</p>	<p>サンゴ海、フィジー諸島周辺海域</p> <p>シエラレオネ海盆</p> <p>およびギニア湾周辺海域</p>
4. かつお釣漁業	<p>ミクロネシア海域</p> <p>メラネシア海域</p> <p>ポリネシア海域</p>	<p>サモア、トンガ、クック諸島周辺海域</p>
5. まぐろはえなわ漁業	<p>北太平洋北東部海域</p> <p>北大西洋中央部海域</p> <p>南大西洋中央部海域</p>	
6. さんま樺受け網等漁業	<p>アリニューシヤン列島</p> <p>南方沖合海域</p> <p>北アメリカ西岸沖合海域</p> <p>タスマン海及びニュージーランド沖合海域</p>	<p>アラスカ湾およびカリフォルニア沖合海域</p>
7. いか釣漁業	<p>カリフォルニア海流域およびガラバゴス諸島周辺海域</p> <p>タスマン海およびニュージーランド沖合</p>	

漁業種別	新漁場の予定海域	備考
	オーストラリア南方海域 ニューファンドランド東 方沖合及び南方沖合海域	
8.底はえなわ漁業	南シナ海海域 ベンガル湾東部海域 中部インド洋海域	ベトナム沖合海域 マンダマン・ニコバル諸島周辺 海域 ラツカジブ・チャゴス諸島周辺 海域
9.おきあみひき 網等漁業	ウエツデル海海域 マリーバードランド沖合 海域 ウイルクスランド沖合海 域 ワインマードランド沖合 海域	

3. 新漁場に於ける漁業生産の企業化にあたっての国際協調に關する事項、
新漁場に於ける漁業生産の企業化にあたっては、当該新漁場の海域に
於ける水産資源の調査研究ならびに科学的根拠に基づく資源の保存、お
よびその合理的な利用について関係諸国および国際機関と積極的に協力
する様、配慮するものとする。

水産動植物の種類	2月の平均水温	8月の平均水温	水産動植物の種類	2月の平均水温	8月の平均水温
1 魚介類			あかがい	5°C以上	18°C以上28°C以下
ぶり	8°C以上	25°C以上29°C以下	ささえ	10°C #	23°C # 28°C #
たい	8°C #	24°C # 29°C #	くるまえび	8°C #	25°C # 30°C #
さけ・ます			がさみ	8°C #	24°C # 30°C #
にじます	4°C #	16°C # 22°C #	いせえび	12°C #	25°C # 30°C #
その他の			ほや	2°C #	18°C # 24°C #
さけ・ます	2°C #	15°C # 20°C #	うに	1°C #	20°C # 29°C #
かさご・ぬぼる・あいなめ	4°C #	20°C # 29°C #	たこ	7°C #	23°C # 27°C #
			2 海藻類		
かわはぎ	6°C #	20°C # 28°C #	のり	1°C以上	
しまあじ	12°C #	25°C # 29°C #	あまのり	{ 13°C以下	
ひらめ	2°C #	20°C # 27°C #	あおのり	{ 8°C以上	
がれい				{ 16°C以下	
ふぐ	6°C #	22°C # 28°C #	わかめ	{ 2°C以上	27°C以下
かき	5°C #	20°C # 29°C #		{ 14°C以下	
ほたてがい	0°C #	19°C # 23°C #	こんぶ	{ 15°C以上	17°C以上24°C以下
あさり	6°C #	20°C # 28°C #		{ 6°C以下	
はまぐり			てんぐさ	5°C以上	20°C # 28°C #
あわび・とこじ					
えぞあわび	1°C #	19°C # 24°C #			
くらまたか					
めがい	8°C #	23°C # 28°C #			
とこぶし					
うばがい (ほっき貝)	1°C #	19°C # 22°C #			

海洋水産資源開発促進法

(昭和四十六年五月十七日法律第六十号)

目 次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 海洋水産資源の開発を図るための基本方針(第三条・第四条)

第三章 沿岸海域における海洋水産資源の開発等(第五条-第十二条)

第四章 海洋水産資源開発センター

第一節 総則(第十三条-第二十一条)

第二節 設立(第二十二条-第二十六条)

第三節 管理(第二十七条-第三十四条)

第四節 業務(第三十五条-第三十七条)

第五節 財務及び会計(第三十八条-第四十五条)

第六節 監督(第四十六条・第四十七条)

第七節 雑則(第四十八条-第五十条)

第五章 補則(第五十一条-第五十三条)

第六章 罰則(第五十四条-第五十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、沿岸海域における水産動植物の増殖及び養殖を計画的に推進するための措置を定めるとともに、海洋水産資源の開発を図るための調査等を行なうことを目的とする海洋水産資源開発センターの制度を確立すること等により、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進し、もつて漁業の健全な発展と水産物の供給の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「海洋水産資源の開発」とは、水産動植物の増殖若しくは養殖又は新漁場における漁業生産の企業化により海洋における漁業生

産の増大を図ることをいう。

第二章 海洋水産資源の開発を図るための基本方針

(海洋水産資源の開発を図るための基本方針の作成)

第三条 農林大臣は、政令で定めるところにより、海洋水産資源の開発を図るための基本方針（以下「開発基本方針」という。）を定めなければならない。

2 開発基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 沿岸海域における水産動植物の増殖及び養殖の推進に関する次の事項

イ 増殖又は養殖を推進することが適当な水産動植物の種類及び当該種類の水産動植物の増殖又は養殖による漁業生産の増大の目標

ロ 増殖又は養殖を推進することが適当な水産動植物の種類ごとの増殖又は養殖に適する自然的条件に関する基準

ハ イの目標を達成するために必要な漁業生産の基盤の整備及び開発並びに施設の整備に関する基本的な事項

二 海洋の新漁場における漁業生産の企業化の促進に関する次の事項

イ 新漁場における漁業生産の企業化による漁業生産の増大の目標

ロ 漁業生産の企業化を促進することが適当な新漁場の予定海域

三 その他海洋水産資源の開発に関する重要事項

3 開発基本方針は、水産物の需要及び生産の動向に即するとともに、漁業に関する技術の進歩等の状況を考慮して定めるものとする。

4 農林大臣は、開発基本方針を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。

5 農林大臣は、開発基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(開発基本方針の変更)

第四条 農林大臣は、水産物の需給事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、開発基本方針を変更するものとする。

2 前条第四項及び第五項の規定は、開発基本方針の変更について準用する。

第三章 沿岸海域における海洋水産資源の開発等

(沿岸水産資源開発区域の指定)

第五条 都道府県は、その沿岸海域のうち、その自然的条件が開発基本方針において定められた第三条第二項第一号ロの自然的条件に関する基準に適合する一定の区域で、その区域内において漁業を営む者の経営の状況、その区域内の海域の利用状況等からみて、水産動植物の増殖又は養殖を推進することにより漁業生産の増大を図ることが相当と認められるものを、沿岸水産資源開発区域（以下「開発区域」という。）として指定することができる。

- 2 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域（同条第二項に規定する地方港湾で農林大臣が運輸大臣と協議して指定するものに係るものを除く。）又は同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域（農林大臣が運輸大臣と協議して指定するものを除く。）については、海洋水産資源の開発の促進上特別の必要がある場合において、港湾管理者又は当該水域を管理する都道府県知事と協議がととのつたときに限り、前項の規定による開発区域の指定をすることができる。
- 3 都道府県は、開発区域を指定しようとするときは、関係市町村の意見をきくとともに、農林大臣に協議しなければならない。
- 4 農林大臣は、前項の規定による協議に応じようとするときは、関係行政機関の長の意見をきかなければならない。
- 5 開発区域の指定は、農林省令で定めるところにより、公告してしなければならない。
- 6 都道府県は、開発区域を指定したときは、遅滞なく、その旨を関係市町村に通知しなければならない。

(開発区域の区域の変更等)

第六条 都道府県は、水産物の需給事情の変動、船舶の航行状況の変化その他情勢の推移により必要が生じたときは、その指定に係る開発区域の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

- 2 前条第三項から第六項までの規定は開発区域の区域の変更について、同条第三項、第五項及び第六項の規定は開発区域の指定の解除について準用する。
(沿岸水産資源開発計画の作成)

第七条 都道府県は、開発区域を指定したときは、遅滞なく、当該開発区域について、水産動植物の増殖又は養殖を推進して漁業生産の増大を図るため、沿岸水産資源開発計画(以下「開発計画」という。)を定めなければならない。

- 2 開発計画においては、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、開発基本方針の内容に即するものでなければならない。

一 増殖又は養殖を推進しようとする水産動植物の種類及び当該種類の水産動植物の増殖又は養殖による漁業生産の増大の目標

二 前号の目標を達成するために必要な次の事項

イ 水産動植物の種苗の確保、放流又は播殖に関する事項

ロ 漁業生産の基盤の整備及び開発並びに施設の整備に関する事項

ハ 水産動植物の生育環境の保全に関する事項

三 その他第一号の水産動植物の増殖又は養殖の推進に関し必要な事項

- 3 都道府県は、開発計画を定めようとするときは、関係市町村の意見をきかなければならない。

- 4 都道府県は、開発計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。

(開発計画の変更)

第八条 都道府県は、開発区域の区域の変更により、又は水産物の需給事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、開発計画を変更することができる。

- 2 前条第三項及び第四項の規定は、開発計画の変更について準用する。

(開発区域における行為の届出等)

第九条 開発区域内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者(国の

機関、都道府県その他政令で定める者（以下「国の機関等」という。）を除く。）は、農林省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

- 一 海底の掘削その他海底の形質の変更（海面の埋立て、干拓及び政令で定めるその他のものを除く。）
 - 二 前号に掲げるもののほか、当該開発区域に係る開発計画の達成に支障を及ぼすおそれのある行為で、政令で定めるもの
- 2 都道府県知事は、開発計画の達成を図るため必要があると認めるときは、開発区域内において、前項各号に掲げる行為をし、若しくはしようとする者又は海面の埋立て若しくは干拓をする者に対して、必要な勧告をすることができる。ただし、国の機関等に対しては、この限りでない。
- 3 国の機関等は、開発区域内において第一項各号に掲げる行為をしようとするときは、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

（水質汚濁等の監視）

第十条 都道府県知事は、開発計画の達成を図るため、開発区域及びその周辺の水域における水質その他の水の状態及び水底の底質の悪化（以下「水質汚濁等」という。）の状況を監視するように努めるものとする。

（国及び都道府県の援助等）

- 第十一条 国及び都道府県は、開発区域における水質汚濁等の防止のために必要な措置を講ずるよう努めるほか、開発計画の達成のために必要な助言、指導その他の援助を行なうよう努めるものとする。
- 2 国及び都道府県は、海洋水産資源の開発を促進するため、優良な水産動植物の種苗の供給の円滑化に努めるとともに、水産動植物の増殖又は養殖に関する技術の開発及び普及に努めるものとする。

（指定海域における行為の届出等）

第十二条 開発区域以外の一定の海域で、海底の地形、海流、餌料生物の分布その他の自然的条件がすぐれているため漁場としての効用が高く、かつ、漁業生産において重要な地位を占める海域として政令で指定するもの（以下脂

定海域」という。)において、漁場としての効用を著しく低下させ、又は喪失させるおそれがある海底の掘削、工作物の設置その他の行為で政令で定めるもの(以下「特定行為」という。)をしようとする者(国の機関等を除く)は、農林省令で定めるところにより、当該指定海域を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

- 2 指定海域を管轄する都道府県知事は、当該指定海域の漁場としての効用を保全するため必要があると認めるときは、当該指定海域において特定行為をし、又はしようとする者(国の機関等を除く。)に対して、必要な勧告をすることができる。
- 3 国の機関等は、指定海域において特定行為をしようとするときは、当該指定海域を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。
- 4 政府は、指定海域を指定する場合において、当該指定海域の区域が二以上の都道府県知事の管轄に属し、又はその管轄が明確でないときは、その指定に係る第一項の政令において、当該指定海域を管轄する行政庁を農林大臣とする旨をあわせて定めなければならない。この場合においては、前三項の規定中「都道府県知事」とあるのは、「農林大臣」とする。
- 5 農林大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。

第四章 海洋水産資源開発センター

第一節 総則

(目的)

第十三条 海洋水産資源開発センターは、海洋水産資源の開発を図るための調査並びに情報又は資料の収集及び提供等の業務を行なうことを目的とする。

(法人格)

第十四条 海洋水産資源開発センター(以下「開発センター」という。)は、法人とする。

(数)

第十五条 開発センターは、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第十六条 開発センターの資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 開発センターは、必要があるときは、農林大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、予算の範囲内において、開発センターに出資することができる。

(持分の払戻し等の禁止)

第十七条 開発センターは、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 開発センターは、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受け取ることができない。

(持分の譲渡等)

第十八条 政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

2 政府以外の出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、これをもつて開発センターその他の第三者に対抗することができない。

(名称)

第十九条 開発センターは、その名称中に海洋水産資源開発センターという文字を用いなければならない。

2 開発センターでない者は、その名称中に海洋水産資源開発センターという文字を用いてはならない。

(登記)

第二十条 開発センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第二十一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行

為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、開発センターについて準用する。

第二節 設立

(発起人)

第二十二條 開発センターを設立するには、海洋水産資源の開発について学識経験を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

- 2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対し開発センターに対する出資を募集しなければならない。
- 3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、農林省令で定める。

(設立の認可)

第二十三條 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を農林大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第二十四條 農林大臣は、前条の規定による認可の申請があつた場合において、申請の内容が次の各号の一に該当せず、かつ、その業務が健全に行なわれ、海洋水産資源の開発に寄与することが確実であると認められるときは、設立の認可をしなければならない。

- 一 設立の手續又は定款若しくは事業計画書の内容が法令に違反するとき。
- 二 定款又は事業計画書に虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けているとき。

(事務の引継ぎ)

第二十五條 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を開発センターの理事長となるべき者に引き継がなければならない。

- 2 開発センターの理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第二十六條 開発センターの理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設

立の登記をしなければならない。

2 開発センターは、設立の登記をすることによつて成立する。

第三節 管理

(定款記載事項)

第二十七条 開発センターの定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資本金、出資及び資産に関する事項
- 五 役員を選任方法その他の役員に関する事項
- 六 評議員会に関する事項
- 七 業務及びその執行に関する事項
- 八 財務及び会計に関する事項
- 九 定款の変更に関する事項
- 十 公告の方法
- 十一 設立当初の役員

2 開発センターの定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)

第二十八条 開発センターに、役員として理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

2 開発センターに、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事三人以内を置くことができる。

3 役員を選任は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員職務及び権限)

第二十九条 理事長は、開発センターを代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して開発センターの業務を掌理し、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠員のと

きはその職務を行なう。

3 監事は、開発センターの業務を監査する。

(役員の内職禁止)

第三十条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、農林大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第三十一条 開発センターと理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が開発センターを代表する。

(評議員会)

第三十二条 開発センターに、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

3 評議員は、海洋水産資源の開発について学識経験を有する者のうちから、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(職員の内命)

第三十三条 開発センターの職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第三十四条 開発センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節 業務

(業務)

第三十五条 開発センターは、第十三条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- 一 海洋の新漁場における漁業生産の企業化のための調査を行なうこと。
- 二 海洋水産資源の開発に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 三 前二号の業務に附帯する業務

- 四 前三号に掲げるもののほか、第一千三条の目的を達成するため必要な業務
- 2 開発センターは、前項に規定する業務のほか、委託を受けて、海洋水産資源に関する生物学的調査を行なうことができる。
 - 3 開発センターは、第一項第四号に掲げる業務を行なおうとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

第三十六条 開発センターは、業務開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林省令で定める。

(調査結果の公表等)

第三十七条 開発センターは、海洋の新漁場における漁業生産の企業化のための調査について、農林省令で定めるところにより、当該調査の結果を農林大臣に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

第五節 財務及び会計

(事業年度)

第三十八条 開発センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第三十九条 開発センターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第四十条 開発センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 開発センターは、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに、予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸

表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

(書類の送付)

第四十一条 開発センターは、第三七九条の認可又は前条第一項の承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第四十二条 開発センターは、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 開発センターは、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第四十三条 開発センターは、農林大臣の認可を受けて、短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十四条 開発センターは、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(農林省令への委任)

第四十五条 この法律に規定するもののほか、開発センターの財務及び会計に関し必要な事項は、農林省令で定める。

第六節 監督

(報告及び検査)

第四十六条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、開発センターに対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、開発センターの事務所その他の事業所（開発センターが借り入れてその業務の用に供している船舶を含む。）に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督命令等)

第四十七条 農林大臣は、前条第一項の規定により報告をさせ、又は検査を行なつた場合において、開発センターの業務又は会計が法令若しくはこれに基づく農林大臣の処分又は定款若しくは業務方法書に違反すると認めるときは、開発センターに対して、この法律の目的を達成するため必要な限度において、役員解任、定款又は業務方法書の変更その他必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

- 2 農林大臣は、開発センターが前項の規定による命令に従わなかつたときは、その役員を解任することができる。

第七節 雑則

(出資者原簿)

第四十八条 開発センターは、出資者原簿を備えて置かなければならない。

- 2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所
 - 二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日
 - 三 出資額
- 3 政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(解散)

第四十九条 開発センターは、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3 第二項に規定するもののほか、開発センターの解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第五十条 農林大臣は、次の各号に掲げる場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第十六条第二項、第三十五条第三項、第三十六条第一項、第三十九条又は第四十三条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

二 第三十六条第二項又は第四十五条の農林省令を定めようとするとき。

三 第四十条第一項又は第四十四条の承認をしようとするとき。

第五章 補則

(漁場の効用の低下等の防止に関する措置の要請)

第五十一条 農林大臣は、工場又は事業場からの排水の排出その他の行為に起因して海洋における漁場の効用が著しく低下し、又は喪失するおそれがあると認められるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）その他の法令の規定に基づきその防止のために必要な措置をとるべきことを要請することができる。

(関係行政機関等の協力)

第五十二条 農林大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる。

2 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提供

その他の協力を求め、又は海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関し意見を述べることができる。

(適用除外)

第五十三条 この法律の規定は、放射性物質による水質汚濁等及びその防止については、適用しない。

第六章 罰則

第五十四条 第四十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした開発センターの役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十五条 第四十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第五十六条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした開発センターの役員は、三万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第二十条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
- 三 第三十五条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

第五十七条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

- 一 第九条第一項又は第十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十九条第二項の規定に違反した者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に海洋水産資源開発センターという文字を用いている者については、第十九条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条 開発センターの最初の學業年度は、第三十八条の規定にかかわらず、

その成立の日始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第四条 開発センターの最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十九条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「開発センターの成立後遅滞なく」とする。

(所得税法の一部改正)

第五条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中学校法人(私立学校法第六十四条第四項(各種学校)の規定により設立された法人を含む。)の項の前に次のように加える。

海洋水産資源開発センター

海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第六条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中学校法人(私立学校法第六十四条第四項(各種学校)の規定により設立された法人を含む。)の項の前に次のように加える。

海洋水産資源開発センター

海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第 号)

(地方税法の一部改正)

第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「及び日本勤労者住宅協会」を「海洋水産資源開発センター及び日本勤労者住宅協会」に改める。

(農林省設置法の一部改正)

第八条 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第七十三条第一項中「保護培養」を「保護培養及び開発促進」に改める。

第七十七条第七号を次のように改める。

七 水産資源の保護培養及び開発促進に関すること。(調査研究部の所掌に属することを除く。)

第八十条に次の一号を加える。

四 海洋水産資源開発センターの指導監督及び助成を行なうこと。

海洋水産資源開発促進法施行令

昭和四六・六・二四

政 令 二〇五

昭和四七・五・二十二 政令二〇二号一部改正

(開発基本方針)

第一条 海洋水源開発促進法(以下「法」という)第三条第一項の開発基本方針は、おおむね五年ごとに、農林大臣が定める目標年度までの期間につき定めるものとする。

(沿岸水産資源開発区域等における行為の届出を要しない者)

第二条 法第九条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 市町村
- 二 日本道路公団
- 三 水資源開発公団
- 四 日本鉄道建設公団
- 五 本州四国連絡橋公団
- 六 電源開発株式会社
- 七 地方道路公社
- 八 第二号から前号までに掲げるもののほか、その業務が国又は都道府県の事務又は事業と密接な関連を有する法人で農林大臣が指定するもの。

(沿岸水産資源開発区域における行為で届出を要しないもの)

第三条 法第九条第一項第一号の政令で定める海底の形質の変更は、次に掲げるものとする。

- 一 法第七条第一項の開発計画(以下「開発計画」という)に基づいて行なう海底の形質の変更。
- 二 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)第十七条第一項の保護水面の管理計画(以下「管理計画」という)に基づいて行なう海底の形

質の変更

三 地質調査のための試験材料の採取に必要な海底の掘削

四 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十三条第一項の規定により屈出をし、又は同条第二項（同法第八十七条において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けた施業案の実施に係る鉱物の掘採（石油開発公団の出資又は資金の貸付けを行なう石油又は可燃性天然ガスの試掘以外の石油又は可燃性天然ガスの掘採を除く。）

五 法第五条第一項又は第六条第一項の規定により、沿岸水産資源開発区域が指定され、又はその区域が拡張された際すでに着手していた海底の形質の変更

六 次条第二号から第八号までに掲げる行為をするために必要な海底の形質の変更

（沿岸水産資源開発区域における行為で屈出を要するもの）

第四条 法第九条第一項第二号の政令で定める行為は、施設又は工作物（以下「施設等」と総称する。）の新設、改修又は増設であつて、次に掲げる行為以外のものとする。

一 開発計画又は管理計画に基づいて行なう施設等の新設、改修又は増設

二 漁業を営むために必要な施設等の新設、改修又は増設

三 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設等又は気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設等の新設、改修又は増設。

四 公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）第百条第一項の水底線路の新設、改修又は増設

五 海面の埋立て又は干拓の工事を行なうために必要な新設、改修又は増設

六 前条第三号又は第四号に掲げる行為をするために必要な施設等の新設、改修又は増設

七 法第五条第一項又は第六条第一項の規定により、沿岸水産資源開発区域が指定され、又はその区域が拡張された際すでに着手していた施設、改修

又は増設

八 非常災害のために必要な応急措置として行なう施設等の新設、改修又は増設

(指定海域及びその管轄行政庁)

第五条 法第十二条第一項の政令で指定する海域(以下「指定海域」という)は、別表のとおりとする。

2 宗谷・網走中海域、道東沖海域、宗谷・留萌沖海域、石狩・積丹沖海域及び駿河湾・全洲ノ瀨海域以外の指定海域を管轄する行政庁は、農林大臣とする。

(指定海域における行為で屈出を要するもの)

第六条 法第十二条第一項の政令で定める行為は、次に掲げる行為(同項の規定により、指定海域が指定され、又はその区域が拡張された際すでに着手していた行為を除く)とする。

一 石油又は可燃性天然ガスの掘採(石油開発公団の出資又は資金の貸付けを受けて行なう石油又は可燃性天然ガスの試掘を除く)

二 土石の採取又は除去であって、次に掲げる行為以外のもの

イ 地質調査のための試験材料である土石の採取

ロ 次号イ又はロに掲げる行為をするために必要な土石の採取又は除去

三 施設等の新設、改修又は増設であって、次に掲げる行為以外のもの

イ 第三条第四号又は前号イに掲げる行為をするために必要な施設等の新設、改修又は増設

ロ 第四条第二号から第五号まで又は第八号に掲げる行為

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。(昭和四六・六・二四政令二〇五号)
(農林省一部改正)

2 農林省組織令(昭和二十七年政令第三百八十九号)の一部を次のように改正する。

第百十一条第三号を次のように改める。

三 沿岸及び内水面における水産資源の保護培養及び開発促進に関すること。（他課の所掌に属することを除く）

第百二十条に次の一号を加える。

四 海洋水産資源開発センターの指導監督及び助成を行なうこと。

（国家公務員等退職手当法施行令の一部改正）

3. 国家公務員等退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二に次の一号を加える。

六十六 海洋水産資源開発センター

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

4. 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第五号中「及び漁業共済基金」を「、漁業共済基金及び海洋水産資源開発センター」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

5. 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五二号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第五号中「及び農業機械化研究所」を「農業機械化研究所及び海洋水産資源開発センター」に改める。

（特殊法人登記令の一部改正）

6. 特殊法人令（昭和三十九年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表中外貿埠頭公団の項の次に次のように加える。

海洋水産資源開発センター	海洋水産資源開発促進法 （昭和四十六年法律第六十号）	資本金
--------------	-------------------------------	-----

別 表

名 称	区 域
富山湾・能登沖海域	石川県珠洲市シャク崎北端から正北千メートルの点、同市能登鞍崎燈台から正北千メートルの点、同県輪島市輪島港第一防波堤燈台から正北二千メートルの点、同県鳳至郡大長崎突端から正北二千メートルの点、同郡猿山岬燈台から正北二千メートルの点、北緯三十八度東経百三十六度四十分の点、北緯三十八度東経百三十七度十分の点、北緯三十七度四十五分東経百三十七度三十五分の点、北緯三十七度二十五分東経百三十七度三十五分の点、北緯三十七度十五分東経百三十七度二十五分の点、富山県黒部市生地鼻燈台から正北五千メートルの点、同県富山市水橋港西導流堤燈台から正北二千メートルの点、同県高岡市伏木東防波堤燈台から正北五千メートルの点、石川県鳳至郡鷓川港導流堤燈台から正東千メートルの点、同県珠洲郡能登小木港犬山燈台から正南千メートルの点、同郡能登赤崎燈台から正東四千メートルの点、同県珠洲市長手崎燈台から正東千メートルの点、同市祿剛崎燈台から正東二千メートルの点及び同市シャク崎北端から正北千メートルの点を順次に結んだ線により囲まれた海域
大 和 堆 海 域	北緯三十九度四十分東経百三十五度五十分の点、北緯三十八度五十分東経百三十五度五十分の点、北緯三十八度五十分東経百三十三度四十分の点、北緯三十九度四十分東経百三十四度五十分の点及び北緯三十九度四十分東経百三十五度五十分の点を順次に結んだ線により囲まれた海域

注 この表の下欄に掲げる区域は、漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）

第二条に規定する漁港の区域、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）
第二条第三項に規定する港湾区域、同法第五十六条第一項の規定により都
道府県知事が公告した水域及び沿岸水産資源開発区域内の海域を含まない
ものとする。

附 則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

（昭和四七・五・二十三）
政 令 第 二 〇 二 号

指定海域図

25 富山湾・能登沖海域

3800' N
(13640' E)

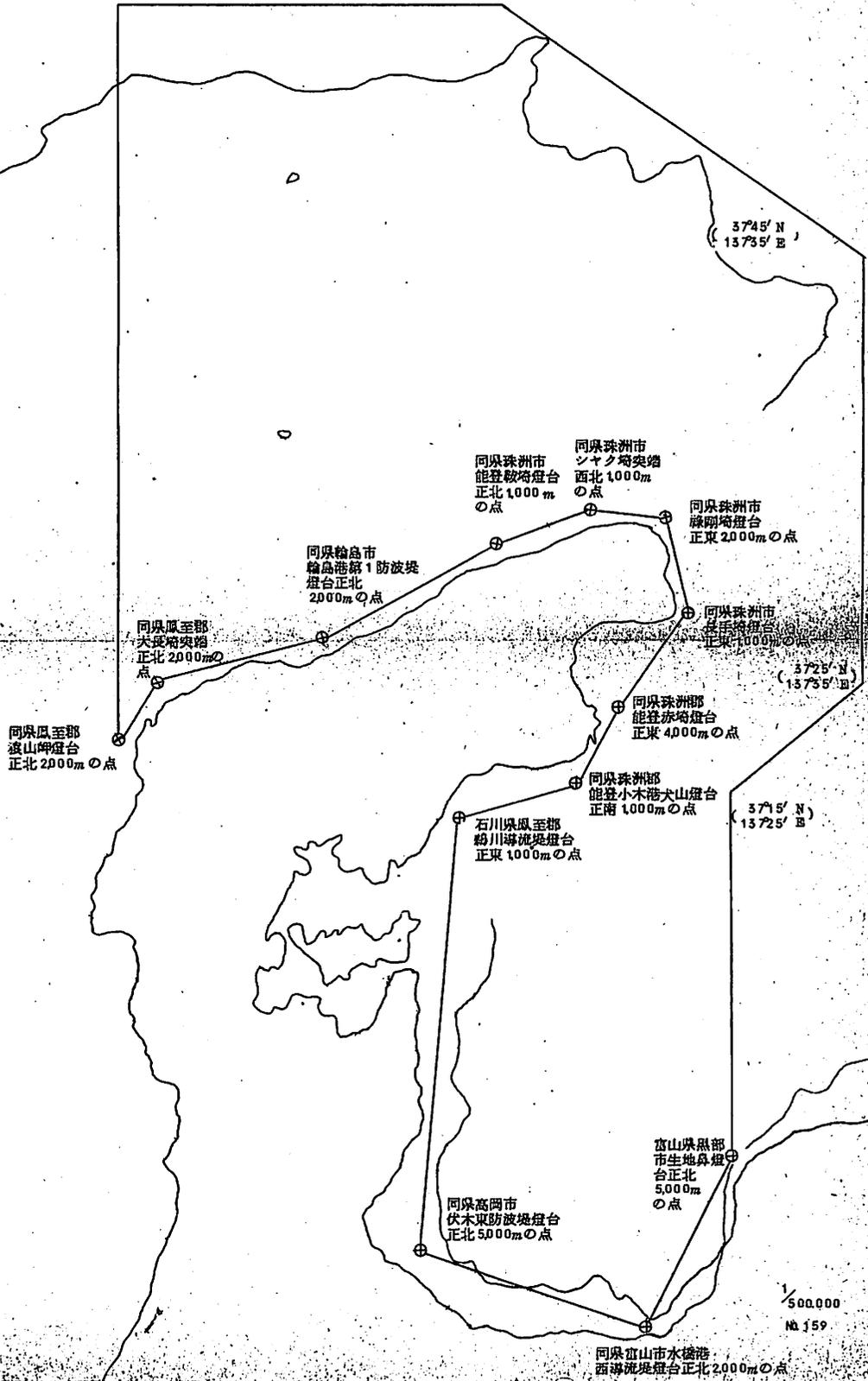
3800' N
(13710' E)

3745' N
(13735' E)

3725' N
(13735' E)

3715' N
(13725' E)

1/500,000
No. 159



同県鳳至郡
渡山岬燈台
正北2000mの点

同県鳳至郡
大長崎岬頭
正北2000mの点

同県輪島市
輪島港第1防波堤
燈台正北
2000mの点

同県珠洲市
能登鞍崎燈台
正北1000m
の点

同県珠洲市
シヤク崎突端
西北1000m
の点

同県珠洲市
藤岡崎燈台
正東2000mの点

同県珠洲市
長手崎燈台
正東1000mの点

同県珠洲郡
能登赤崎燈台
正東4000mの点

同県珠洲郡
能登小木港大山燈台
正南1000mの点

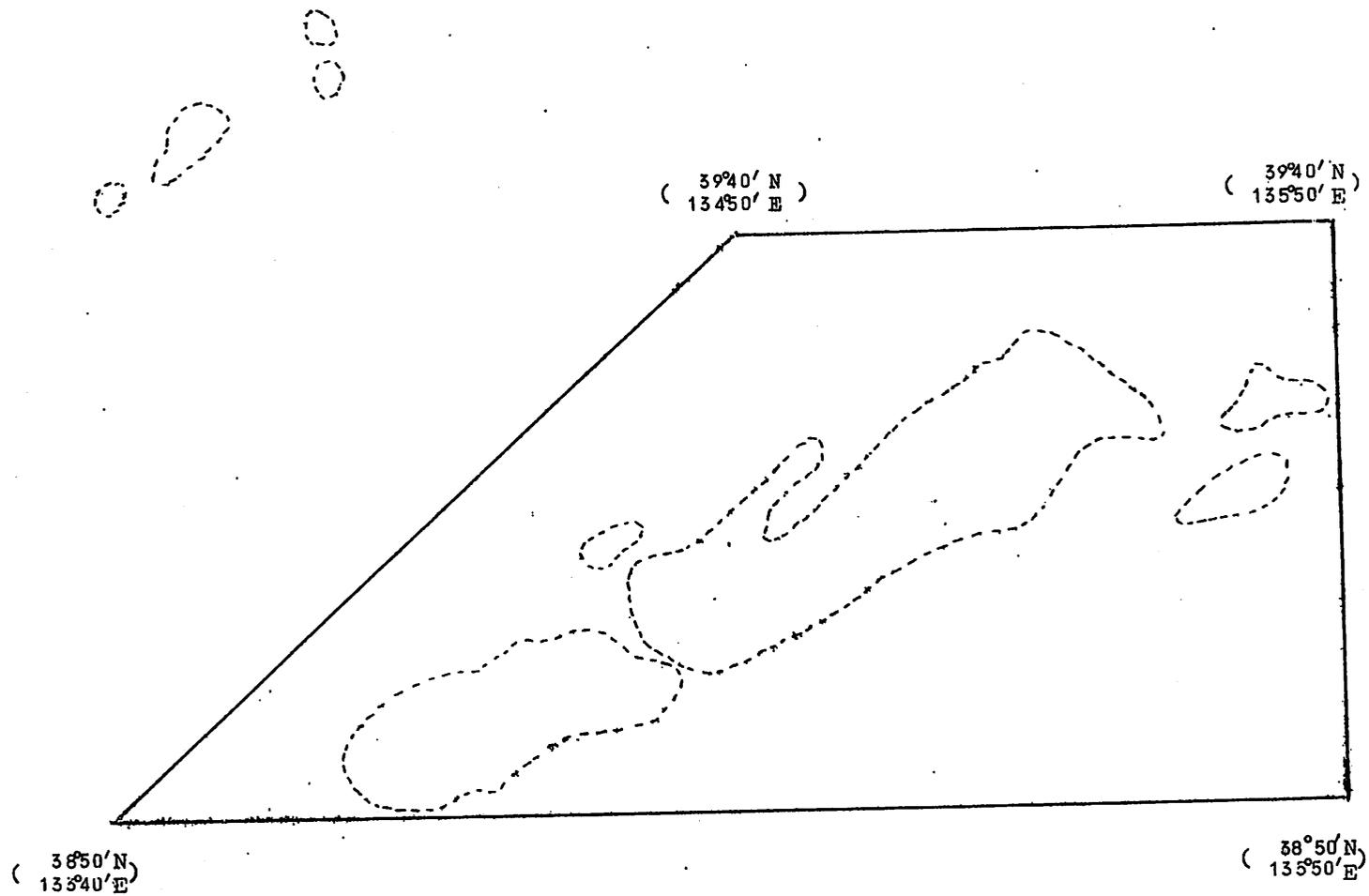
石川県鳳至郡
粉川海流燈台
正東1000mの点

同県高岡市
伏木東防波堤燈台
正北5000mの点

富山県黒部
市生地島燈台
正北
5000m
の点

同県富山市水橋港
西海流燈台正北2000mの点

28. 大和堆海域



海洋水産資源開発促進法施行規則

昭和四六・六・二四
農 令 四 八 号
昭和四七・五・二三
農 令 三六・一部改正

(沿岸水産資源開発区域の指定の公告等)

第一条 海洋水産資源開発促進法(以下「法」という。)第五条第五項(法第六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による沿岸水産資源開発区域の指定の公告は、一定の地物、施設、工作物若しくはこれらからの距離及び方向又は緯度及び経度並びに平面図により当該沿岸水産資源開発区域を明示して、都道府県の公報に掲載して行なうものとする。

(沿岸水産資源開発区域における行為の届出)

第二条 法第九条第一項の規定による届出は、同項各号に掲げる行為に着手する日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した書面を都道府県知事に提出してしなければならない。

- 一、当該行為の目的及び内容
- 二、当該行為に係る海面の位置及び面積
- 三、当該行為の実施方法
- 四、当該行為の着手及び完了の予定年月日
- 五、その他必要な事項

2 前項の規定により提出書面には、同項第二号の位置及び面積を表示する図面その他必要な図面を添附しなければならない。

(指定海域における行為の届出)

第三条 法第十二条第一項の規定による届出については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「同項各号に掲げる行為」とあるのは「法第十二条第一項の特定行為」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事(当該指定海域を管轄する行政庁として農林大臣が定められている場合には、農林大臣)」と読み替えるものとする。

(関係都道府県知事への通知)

第四条 農林大臣は、法第十二条第一項の規定による届出又は同条第三項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県知事に通知するものとする。

(事業計画書の記載事項)

第五条 法第二十二条第三項の事業計画書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一、法第三十五条第一項に規定する業務の開始の時期
- 二、法第三十五条第一項に規定する業務に関する計画の概要
- 三、資金の調達方法及び使途
- 四、海洋水産資源開発センターの組織
- 五、その他必要な事項

(調査結果の報告及び公表)

第六条 法第三十七条の規定による調査の結果の報告は、その調査に係る航海終了後二月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した書面を農林大臣に提出してしなければならない。

- 一、調査の対象となった漁業種類及び魚種並びに海域
 - 二、調査に使用した船舶の構造、性能及び装備
 - 三、操業期間、ひき網回数その他の操業状況
 - 四、漁獲数量
 - 五、調査の結果に対する所見その他参考となるべき事項
- 2 法第三十七条の規定による調査の結果の公表は、前項各号に掲げる事項の概要を記載した書面を海洋水産資源開発センターの事務所に備えおき縦覧に供してしなければならない。

(証明書の様式)

第七条 法第四十六条第二項の証明書は、別記様式による。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。（昭和四十七・五・二三 農令三六号）

別記様式

（ 表 面 ）

	第 号 年 月 日発行
	身 分 証 明 書
	官職及び氏名
	年 月 日生
	上記の者は、海洋水産資源開発促進法第46条第1項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。
	農林大臣 印

（ 裏 面 ）

海洋水産資源開発 促進法抜すい （ 報告及び検査 ） 第46条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、開発センターに対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、開発センターの事務所	2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 第55条 第46条第1項の規定に
--	---

その他の事業所（開発センターが借り入れてその業務の用に供している船舶を含む。）に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

よる検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

農林省告示第一〇八八号

昭和四七・五・二十三

告示第七八二号一部改正

海洋水産資源開発促進法施行令（昭和四十六年政令第二百五号）第二条第八号の規定に基づき、同号の農林大臣が指定する法人を次のように定める。

昭和四十六年七月十日

農林大臣 赤城宗徳

- 一、港務局
- 二、首都高速道路公団
- 三、阪神高速道路公団
- 四、京浜外貿埠頭公団
- 五、阪神外貿埠頭公団
- 六、海洋科学技術センター